

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 主な改正内容

国の給与制度と均衡等を踏まえ、高年齢職員の能力及び経験の活用を図るため、支給要件を満たす定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給する。

2 新旧対照表

(1) 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号）の一部改正

改正案	現 行
(扶養手当_____についての適用除外) 第三十二条の二 第十一条 <u>及び</u> 第十二条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 <u>付 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。</u> <u>(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)</u> <u>2 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和四年九月文京区条例第三十三号)の一部を次のように改める。</u>	(扶養手当 <u>及び住居手当</u> についての適用除外) 第三十二条の二 第十一条、第十二条 <u>及び第十四条</u> の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 <u>(新設)</u>

[参考 第十四条…住居手当]

(2) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年九月文京区条例第三十三号）の一部改正

改正後（案）	現行
付 則 1～8 （略） 9 幼稚園教育職員の給与に関する条例第十一条 <u>及び</u> 第十二条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 10 （略）	付 則 1～8 （略） 9 幼稚園教育職員の給与に関する条例第十一条、第十二条 <u>及び第十四条</u> の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 10 （略）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日